

# 秦野市都市農業振興計画

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

～多様な担い手がつなく、農の恵みが溢れる都市（まち）～



令和3年（2021年）3月

秦 野 市



## 秦野市都市農業振興計画

「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市(まち)」の創造に向けて

本市は大都市近郊に位置しながら、美しい里地里山と農地、そして、全国名水百選に選ばれた「秦野盆地湧水群」などを有し、潤いのある緑豊かな生活環境にあることから、新鮮・安全な農産物の供給はもとより、市民に身近な農業体験の場など、都市農業の振興に適した環境にあります。



この「水とみどりに育まれた都市(まち)」の特性を生かした魅力ある本市農業の活性化を図るため、平成21年3月に「秦野市都市農業振興計画」を策定し、平成24年3月及び平成28年3月に見直しをした中で、農業者、市民、関係団体及び行政がそれぞれの役割を分担しながら、計画の実現に向け、施策の展開を図ってまいりました。

このたび、前回の見直しから5年が経過し、これまでの取組の検証を踏まえた中で、引き続き、本市農業の将来像の実現に向けた取組の方向性や施策の展開を明らかにするため、ここに、新たな「秦野市都市農業振興計画」を策定いたしました。

今後は、中学校完全給食の開始による食農教育の充実や新東名高速道路の開通を契機とした多種多様な体験型、交流型の観光農業の推進による魅力発信など、これまで以上に農業の果たす役割は重要になります。

本市農業の将来像として掲げた「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市(まち)」の創造に向け施策を推進してまいりますので、農業者及び市民の皆さま、関係団体の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定に当たり、熱心にご検討いただきました都市農業振興計画推進委員会委員をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和3年(2021年)3月

秦野市長 高橋昌和

## ■ 目次

1 はじめに	1
(1) 趣旨	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の策定にあたり配慮すべき事項	2
2 現状と課題	4
(1) 秦野市の概要	4
(2) 現状	6
(3) 農業に関するアンケート調査	14
(4) これまでの取組概要	20
(5) 主な課題	21
3 秦野の農業の将来像	24
4 施策の展開	26
基本目標Ⅰ 農業経営の安定化と担い手の育成・確保	28
基本目標Ⅱ 農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用	35
基本目標Ⅲ 安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進	39
基本目標Ⅳ 農業に対する理解の促進と交流の活性化	44
5 重点施策・事業	49
(1) 認定農業者・地域の中心経営体の確保	50
(2) 農業経営の合理化の促進	51
(3) 新たな担い手の育成・確保	52
(4) 環境整備	53
(5) 農道・農地の整備、維持管理	54
(6) 農地の利用集積の促進	55
(7) 地産地消の推進	56
(8) 環境にやさしい農業の推進	57
(9) 特産・振興農産物の普及・拡大	58
(10) 体験型農業の拡充	59
(11) 食農教育の推進	60
6 計画の推進に向けて	61
【資料編】	63
1 都市農業振興計画の策定経過	64
(1) 主な経過	64
(2) 秦野市都市農業振興計画推進委員会委員名簿	65
(3) 秦野市都市農業振興計画推進委員会規則	66
(4) 秦野市都市農業振興計画に関する提言書	68
2 前計画における目標設定一覧	70
3 前計画の進行状況について	71
4 目標設定一覧	77
5 目指す営農モデル	78

# 1 はじめに

## (1) 趣 旨

近年、農業を取り巻く情勢は大変厳しく、農業者の高齢化や後継者不足はもとより、毎年のように頻発する自然災害、異常気象や人口減少に伴う国内マーケットの縮小、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、日欧EPA（経済連携協定）、日米貿易協定の相次ぐ発効によるグローバル化の一層の進展など将来の農業・農村の持続的発展のためには、時代に対応した新たな展開や方向性を見出すことが求められています。

さらに、平成27年9月に国連において採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえた取組や新型コロナウイルス感染症に伴う「新しい生活様式」への対応など、新たに取り組むべき課題にも直面しています。

このような中、国は、成長戦略において、農業を「成長産業」と位置付け、生産現場の強化やスマート農業（ロボット、AI、IoTなど先端技術活用する農業）の推進など農業改革を加速させるための施策を打ち出すとともに、令和2年3月には、今後10年間の農政の指針となる新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定しました。本計画では、担い手の育成や農地の集積・集約化等農業経営の底上げにつながる対策を講じることで幅広く生産基盤の強化を図り、その上で、国内需要の変化への対応、輸出拡大への取組や、美しい棚田、田園風景の保全による活力ある農村の実現を目指すこととしています。

本市においては、平成28年3月に、計画の進捗状況や国の動向等を踏まえたうえで、農業者、市民及び関係団体と連携し、農業・農地のもたらす様々な恵みを生かしたまちづくりを進めるための指針となる「秦野市都市農業振興計画（以下「都市農業振興計画」という。）」の見直しを行い、本市農業の将来像として設定した「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市（まち）」の実現に向け、取り組んできました。

しかし、前回の見直しから5年が経過し、より時代の変化に対応した実効性のある計画の策定、取組をする必要があることから、有識者や農業者、関係団体からなる「秦野市都市農業振興計画推進委員会」を設置し、令和元年に改正された、神奈川県（以下「県」という。）の「都市農業推進条例」の基本理念を踏襲しつつ、平成30年に第三次計画が策定された秦野市農業協同組合（以下「農協」という。）の「地域農業振興計画」の内容なども考慮しながら、具体的な方針や目標数値などについて検討し、本市の新たな都市農業振興計画を策定することとしました。

## (2) 計画の位置付け

都市農業振興計画は、本市農業政策の最上位の計画となるものであり、国、県及び農協等の計画や本市の上位計画等との整合を図りながら、策定するものです。

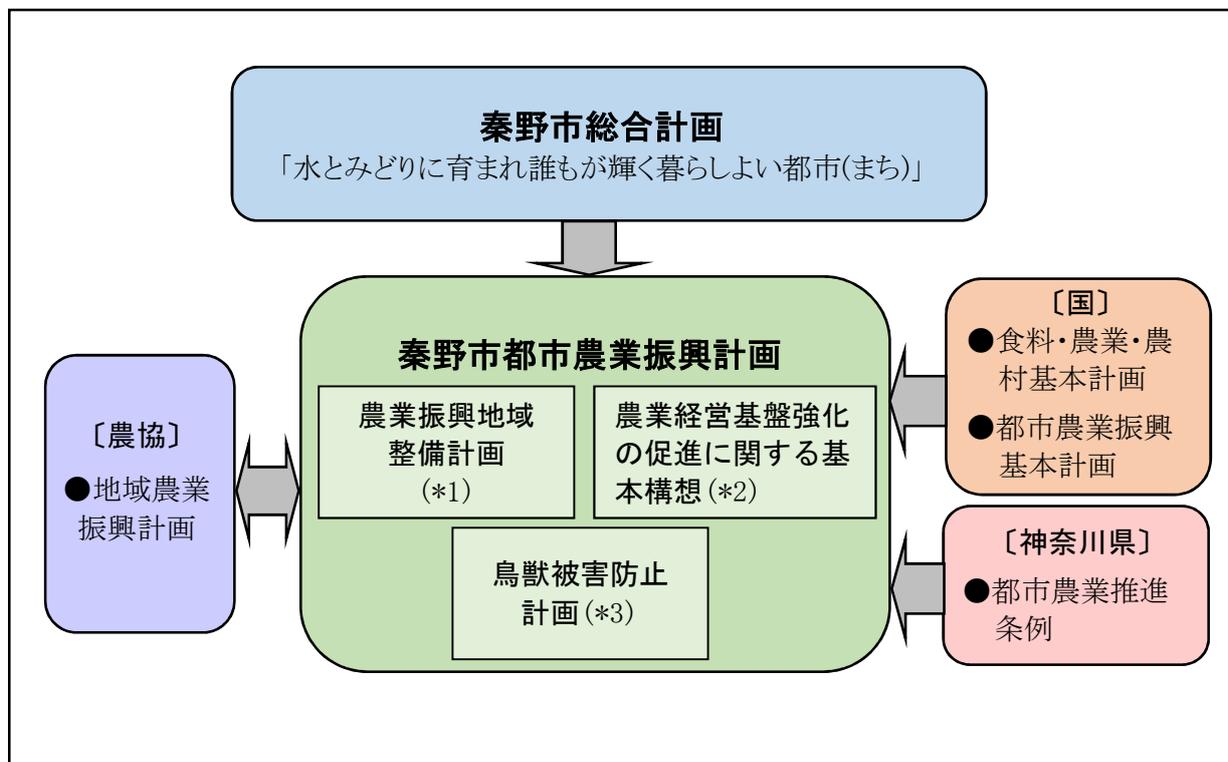


図 1-1 計画の位置付け

## (3) 計画の期間

都市農業振興計画の計画期間は、秦野市総合計画はだの2030プラン（計画期間：令和3年～令和12年）前期基本計画の策定に合わせ、より実効性のある計画とするため、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## (4) 計画の策定にあたり配慮すべき事項

### ア 都市農地（市街化区域内農地）の位置付け

人口減少や高齢化が進む中、都市農地に対する開発圧力の低下や東日本大震災を契機として、防災の観点からも都市農地を保全すべきとの声が広がってきたことを踏まえ、国は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年4月に都市農業振興基本法を制定しました。

さらに、平成29年5月には、生産緑地法が改正され、生産緑地の指定期限を延長できる「特定生産緑地制度」の創設や農業用施設に係る建築規制を緩和するとともに、翌年6月には、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定さ

れ、生産緑地を貸借した場合にも相続税の納税猶予が継続されるなど、都市農地の保全を推進するための法整備が行われました。

このように、都市農地の位置付けが「開発すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく転換され、都市農地が有する農産物を供給する機能はもとより、防災空間や農業体験・交流活動の場、良好な景観の形成といった多面的機能を有効に発揮させるため、地方公共団体において、都市農業を振興するための計画（以下、「地方計画」という。）を定めるよう努めることとされました。

本市においては、都市農業振興基本法の制定前に、いわゆる広義の都市農業という観点から、既に市街化区域内農地も含めた市域全体の農業振興を目的として、平成21年3月に都市農業振興計画を策定しており、法の目的に沿った内容となっていることから、新たな本計画を地方計画としても位置付けることとします。

## イ SDGs への対応

平成 27 年 9 月に、国連サミットにおいて国際社会全体の目標として、SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)) が採択されました。

SDGs には、2030 年を期限とする包括的な 17 のゴールと細分化した 169 のターゲットが設定されており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、「経済・社会・環境」にわたる課題に、統合的に取り組むこととしています。

特に SDGs における理念の中核を成す「持続可能性」は本市の農業においても通ずることであり、本市の農業を持続的に発展させていくためにも、SDGs の理念を踏まえて計画を策定することとします。

### \*1 農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地を保全しつつ、地域農業の振興を図るための計画で、農用地利用計画や農業生産基盤の整備・開発計画などを明らかにしたもの

### \*2 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手や新たに農業経営を営もうとする青年等新規就農者を育成するため、農業経営の目標を設定し、その実現に向けた方策などを明らかにしたもの

### \*3 鳥獣被害防止計画

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき本市の具体的な被害対策の方針を定めたもの